

あなたの夢 応援します



幌延町医療職員養成修学資金貸付制度のご案内

修学資金貸付制度

幌延町では、地域の医療と福祉の向上を図るため、医師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、保健師、助産師、看護師又は准看護師を養成する学校又は養成所等に在学又は進学を希望される方で、将来、町の職員として医療業務に従事しようとする者に対し、その修学に必要な資金を貸付けし、もって医療業務に従事する優秀な町職員を育成することを目的に、無利子で修学資金の貸付を行っております。

対象職種	金額(月額)	貸付期間	就業猶予 ※養成施設卒業後	就業猶予 ※養成施設卒業後	遡及貸付
医師	10万円以内	正規修学期間	1年以内	卒業後1年以内に資格を取得し、速やかに町職員として貸付期間在職した場合	
薬剤師・診療放射線技師・臨床検査技師	5万円以内		3年以内		
保健師・助産師	10万円以内		1年以内		○
看護師	10万円以内		1年以内		
准看護師	6万円以内		1年以内		

<貸付の金額>

～平成30年1月以降「遡及貸付制度」ができました！～

保健師及び助産師の修学資金に限り、在学中や就業時に修学期間分の修学資金を遡及して貸付け(一部)します。もちろん、貸付対象期間と同一期間の就業で返済は免除されます。

対象は幌延町からの貸付けを受けていない方や貸付けを受けた期間が上限に満たない方で、卒業後に貸付けを申請する場合は、上限額の2分の1を遡及して一括貸付けします。ただし、養成施設に在学中の方は入学当初から申請決定時までの上限額を遡及一括(全額)貸付け、以降の分は各月ごとに貸付けします。

<貸付期間>

※ 町内での就業を保障するものではなく、町の機関に就業予定がある場合のみ貸付を受けることができます。

※ 在学している養成施設の正規の修学期間のうち、貸付が決定された月から卒業までが、貸付期間となります。

次のいずれかに該当する場合は、養成施設に入学した日の属する月分から貸付決定月の前月分までの期間に、次に定める額を乗じて得た額を貸付けすることができます。

- (1) 保健師及び助産師の養成施設の在学中に修学資金の貸付けを受けていない者又は修学資金の貸付けを受けた期間が貸付期間に満たない期間がある者で、当該養成施設の卒業後に貸付けの申請をする場合→貸付金額に規定する額に2分の1を乗じて得た額
- (2) 保健師及び助産師の養成施設の在学中の者である場合→貸付金額に規定する額

<貸付金の返還及び免除>

○ 養成施設を卒業した日から1年を経過する日までに当該養成施設卒業の資格に係る医療職員の免許を取得し、当該免許取得後速やかに町の職員として医療業務に従事した期間が、引き続き修学資金の貸付けを受けて修学した期間に相当する期間に達したときは返還金が免除されます。

○ 養成施設を退学したときや傷病その他の理由により就学が困難であると認められるとき、養成施設を卒業した日から1年を経過する日までに当該養成施設卒業の資格に係る医療職員の免許を取得し、当該免許取得後速やかに町の職員として医療業務に従事しなかった時などは、貸付した金額を返還していただきます。

<申請・問い合わせ>

申請に必要な書類や、詳細につきましては下記にお問い合わせください。

- 幌延町保健センター
- 電話 01632-5-1790
- 幌延町住民生活課 生活環境グループ
- 電話 01632-5-1115